

第1回大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校） 会議録

1 日 時 平成30年5月31日（木）14:00～16:00

2 会 場 大阪市教育センター 第5研修室

3 出席者

（委員）

添田委員、岡崎委員、花田委員、外村委員、松山委員、仁平委員、新井委員、藤田委員、野嶋委員、大澤委員、赤石委員、竹内委員、石川委員、松井委員、安藤委員、原口委員

（事務局）

水口指導部長、飯田学校力支援担当部長、盛岡中学校教育担当課長、山咲インクルーシブ教育推進担当課長、弘元初等教育担当課長、富山教育活動支援担当首席指導主事、大西教育政策課首席指導主事、関谷総括指導主事、小野寺総括指導主事、田野原指導主事、藤本指導主事、山中指導主事、甲斐指導主事、松本指導主事

4 議題

平成31年度使用教科用図書にかかる選定について

5 議事録

（司会）

本日は大変お忙しい中、定刻にお集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまより、第1回大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催いたします。

本日の選定委員の委嘱及び任命、委員長の選出並びに諮問につきまして、司会をさせていただきます、中学校教育担当総括指導主事の小野寺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、はじめに水口指導部長がご挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

（指導部長）

改めまして、こんにちは。大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申しあげます。

皆様方には、平素より本市教育の充実、発展にご支援ご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、本年度は、咲くやこの花中学校及び水都国際中学校を含む大阪市立中学校の平成31年度使用「特別の教科 道徳」教科用図書及び水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の採択があります。

この度、教科用図書選定委員会の委員就任をご依頼いたしましたところ、快くお引き受けいただき、重ねてお礼申し上げます。

ご承知の通り、教科書は、小学校・中学校において主たる教材として使用義務のある図書であり、児童生徒の学習指導上、極めて重要な役割を果たすものであります。

したがって、教科書検定制度のもとで種目ごとに数者から発行されております教科書の中から、

学校で使用する教科書を選定することは、教育委員会の重要な仕事の1つと考えております。

今年度も、平成26年度からの採択に引き続き、大阪市を1つの採択区とし市内で1者の教科書を採択いたします。また、「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」に基づき、教育委員会が教科書の選定を「選定委員会」に諮問し、その答申を受けて採択する方式をとっております。

選定委員会の構成は、より一層広い視野に立った採択ができるよう「学識経験者」として、大阪市立大学教授添田様、大阪体育大学准教授岡崎様に委員を委嘱しております。また、保護者や市民の意見を踏まえた調査研究の充実のため、保護者代表として、大阪市PTA協議会から松山会長様をはじめ4名の皆様方と、学校協議会委員代表として外村様に委員を委嘱しております。

教科書採択は、教育委員会の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で適切に行うとともに、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。「採択の公正性・透明性の確保」には、特に配慮してまいります。

教科書採択に対する保護者、市民、マスコミ等各方面の関心は非常に高く、採択後は採択結果とその理由の公表、さらには、審議経過や選定委員のお名前等も、情報公開の対象になってまいります。

選定委員の皆様におかれましては、来年4月から2年間、本市の中学生の子どもたちが使用いたします教科書の採択が公正かつ適正に行われますよう、公正確保の徹底により一層のご協力をお願い致しまして、私の挨拶と致します。

(司会)

選定委員の委嘱及び任命と紹介をさせていただきます。

本来は、皆様に選定委員の委嘱状および任命状をお渡しすべきところではありますが、時間の都合により、お手元の封筒の中に入れてさせていただいております。ご確認ください。

それでは、選定委員の方々をお手元の座席表に従いまして、ご紹介させていただきます。

○大阪市立大学 大学院文学研究科教授 添田 晴雄 委員

○大阪体育大学 教育学部准教授 岡崎 均 委員

○区担当教育次長 旭区長 花田 公絵 委員

○学校協議会委員 外村 千代子 委員

○大阪市PTA協議会 松山 信繁 委員

○大阪市PTA協議会 仁平 亜希子 委員

○大阪市PTA協議会 新井 光淑 委員

○大阪市PTA協議会 藤田 実由貴 委員

○大阪市教育センター所長 野嶋 敏一 委員

○大阪市教育センター教育振興担当課長 大澤 啓司 委員

○大阪市教育センター首席指導主事 赤石 美保子 委員

○大阪市教育センター首席指導主事 竹内 直樹 委員

○大阪市立宮原中学校 校長 石川 文子 委員

○大阪市立難波中学校 校長 松井 宏之 委員

○大阪市立東陽中学校 校長 安藤 幸人 委員

なお、大阪市立勝山中学校長 原口 貴美子 委員は、本日公務のため後ほど到着されると連絡いただいております。

選定委員の皆様は、以上でございます。

続きまして、事務局側の出席者をご紹介します。

- 水口 指導部長 でございます。
- 飯田 学校力支援担当部長 でございます。
- 盛岡 中学校教育担当課長 でございます。
- 弘元 初等教育担当課長 でございます。
- 山咲 インクルーシブ教育推進担当課長 でございます。
- 富山 教育活動支援担当 首席指導主事 でございます。
- 大西 教育政策課 首席指導主事 でございます。
- 関谷 総括指導主事 でございます。
- 田野原 指導主事 でございます。
- 藤本 指導主事 でございます。
- 山中 指導主事 でございます。
- 甲斐 指導主事 でございます。
- 松本 指導主事 でございます。

選定委員の資格要件及び責務の説明

(司会)

続きまして、選定委員の資格要件及び責務について、説明させていただきます。

(事務局)

分厚いホッチキス止めの資料「平成 31 年度使用 中学校教科用図書の選定について」の 2 ページにあります「大阪市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」をご覧ください。

第 2 条 3 項に「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員会の委員となることができない。」と示されております。

ここでいう「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」とは、誓約書とともにクリップ止めをしております。「誓約書記載上の注意」に記載しております。これは平成 28 年 6 月 20 日付文部科学省初等中等教育局長通知によるもので、「特定の教科用図書が採択されることにより、直接に利害又は損害を受ける者であり、例えば次にあげる者をいう。」として、

- ア 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- イ 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるかを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ウ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者(事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。)
- エ ウの著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者
- オ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者

※ 教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者も含む。

となっております。

また、おもな責務としては、規則の第2条第4項にありますように、「委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」と示されております。

以上の点をご理解いただくとともに、ご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

誓約書の記入・署名・捺印・回収

(司会)

委員の皆様におかれましては、ただ今の説明の趣旨をご理解の上、誓約書にご署名・ご捺印をお願いいたします。誓約書は、お手元の封筒の中に入っておりますので、お出しいただけますでしょうか。

保護者や学校協議会委員の皆様につきましては、所属・職名欄は「学校名・保護者」もしくは「学校名・学校協議会委員」で結構でございます。それでは、ご署名・ご捺印をお願いいたします。 順次、係の者が誓約書を回収させていただきます。

委員長及び副委員長の選出

(司会)

続きまして、委員長及び副委員長の選出に移ります。

「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」第4条では、「委員会に委員長及び副委員長を置く。」とされており、その第2項に、「委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。」とされております。選定委員長1名、副委員長1名を選出していただきたいと存じます。

平成27年度の中学校教科書採択では、委員長に教育センター林田所長、副委員長に中学校教育研究会会長山岡校長先生が選出されております。昨年度は、委員長に教育センター岡田所長、副委員長に小学校教育研究会会長藤澤校長先生が選出されております。

いかがさせていただきますでしょうか。

(委員)

これまでと同じ形でいいかと思います。

(司会)

これまでと同じ形というご意見をいただいております。その形でいきますと、野嶋所長に委員長を、石川校長先生に副委員長をお願いしたらどうかというご提案になります。

野嶋委員いかがでしょうか。

(委員)

謹んでお引き受けいたします。

(司会)

石川委員いかがでしょうか。

(委員)

よろしくお願いします。

(司会)

ありがとうございます。それでは、野嶋委員に委員長、石川委員に副委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、野嶋 委員長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

選定委員長のあいさつ

(委員長)

ただ今、大阪市教科用図書選定委員会の委員長としてご推挙いただきました教育センターの野嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長の就任にあたり、改めて平成 31 年度使用教科用図書の選定における、我々選定委員会の責務の重さを再認識したところでございます。

指導部長のご挨拶にもありました通り、今年度は、咲くやこの花中学校及び水都国際中学校を含む大阪市立中学校の平成 31 年度使用「特別の教科 道徳」教科用図書及び水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の採択があります。

選定委員会としましては、「特別の教科 道徳」の採択では、大阪市全体の現在抱える課題を視野に入れ、大阪市の子ども達の最善の利益を第一とし、子ども達が主体的に、道徳の学習に取り組める教科書を選定するための調査研究を、水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の採択では、学校の特色を踏まえた答申を出す必要があると考えております。

最後に、より適正かつ公正な調査研究に向け、委員長として、委員の皆様とともに精一杯尽力することを確認いたしまして、私のご挨拶に代えさせていただきます。
選定委員の皆様方、どうか、よろしくお願いいたします。

教育委員会から選定委員会への諮問

(司会)

続いて、教育委員会から選定委員への諮問の交付をさせていただきます。諮問については、5月29日に行われました教育委員会会議で承認されております。それでは、野嶋委員長、水口部長、前の方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(指導部長)

平成 31 年度使用中学校教科用図書の選定について（諮問）

標題について、理由を添えて諮問します。

平成 31 年度使用中学校教科用図書について、新たに市立中学校（咲くやこの花中学校及び水都国際中学校含む）の「特別の教科 道徳」及び水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の教科用図書の採択を行う必要がある。

教科用図書の採択を行うにあたっては、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことができる選定委員及び調査員により充実した調査研究がなされる必要がある。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会においては、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、大阪市教育行政基本条例、大阪市立学校活性化条例及び大阪市教育振興基本計画に示された基本的な目標に基づいて調査研究を行うとともに、各教科用図書の特に優れている点や、特に工夫・配慮を要する点を明確にするなど、採択権者である教育委員会の判断に資する答申となるよう努めること。

なお、水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第 6 条により、平成 28 年度使用教科用図書の答申を踏まえつつ、水都国際中学校の特色を考慮して、新たに答申資料を作成すること。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。以上をもちまして、選定委員の委嘱及び任命、委員長の選出並びに諮問を終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

第 1 回選定委員会 開会の言葉

(委員長)

引き続きまして、第 1 回選定委員会を開催いたします。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づきまして、この会の進行・議長を務めさせていただきます委員長の野嶋でございます。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

まず、会の成立について、選定委員会規則第 5 条 3 項に基づき委員の過半数の出席がございますので、会の成立を宣言いたします。

なお、会則第 5 条 5 項により会議は非公開で行います。

それでは、会次第に沿って進行させていただきます。

初めに、配付資料の確認を事務局よりお願いします。

(事務局)

それでは、配付資料につきまして説明いたします。

選定委員 全員対象

- ・「第 1 回 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 次第」
- ・「座席表」

- ・「誓約書」「誓約書記載上の注意」
- ・「平成 31 年度使用教科用図書の選定について」
- ・「平成 31 年度使用教科用図書『調査の観点（中学校用）』（案）」
- ・「答申 様式（案）」「答申資料（平成 30 年度使用【小学校】）」
- ・「ご来場の皆様へのアンケート」
- ・「特別の教科 道徳」（中学校学習指導要領より抜粋）
- ・「事務日程」
- ・「第 2 回大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会【中学校】の開催のご案内」

本市職員以外対象

- ・「口座振替申出書」「口座振替申出書提出の際の注意事項」
- ・「交通費の経路について（参考）」「個人番号（マイナンバー）提供用紙」

教育センター職員以外の本市職員対象

- ・「口座振替申出書」「口座振替申出書提出の際の注意事項」
- ・「平成 30 年度 教科書採択事業 市内出張交通費請求明細書」「記入例」

以上でございます。

（委員長）

次に、平成31年度使用教科用図書の採択と関係法令等につきまして、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

まず、今回の教科書採択について説明させていただきます。今回は、大阪市立中学校の平成 31 年度使用「特別の教科 道徳」教科用図書の採択があります。また、これとは別に咲くやこの花中学校と水都国際中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科書も、それぞれ採択することになります。さらに、水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の採択があります。したがって、4 種の答申を選定委員会より教育委員会へ出すことになります。水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の採択につきましては、後ほど、総務部教育政策課 大西 首席指導主事より説明がございました。

次に「根拠法令等」について説明いたします。分厚いホッチキスどめの冊子「平成 31 年度使用中学校教科用図書の選定について」をご覧ください。1 ページに「執行機関の附属機関に関する条例」を掲載しております。これにより、この選定委員会は教育委員会の附属機関となっています。いわゆる審議会という位置づけでございます。

この条例のもと「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」（以下、「規則」と申します）を定めています。2 ページから 3 ページをご覧ください。先ほどより、2 ページの中ほど、第 2 条第 3 項は誓約書をお書きいただいた際に、第 4 条は委員長及び副委員長の選出の際に、第 5 条第 3 項には会議の成立の際に、それぞれ、この規則に基づいて進めて参ったものでございます。

続きまして、「採択の手順や仕組み」について、ご説明申しあげます。5 ページには、諮問から調査研究、答申、採択までの手順が書かれております。6 ページの「採択の仕組み」をご覧ください。教科書採択の権限と責任は、大阪市教育委員会にございます。教育委員会は、本選定委員会に教科書選定についての諮問を行います。そして、諮問に応じて調査研究していただくわけですが、規則の第 6 条には、「（選定）

委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置く」としています。選定委員会の枠内の下の専門調査会と学校調査会でございます。調査員のうち、専門調査会の調査員は、各種目について専門性の高い校長や教員で構成されております。また、学校調査会の調査員は、各学校の地域や児童の実態に応じた視点で調査研究を行い、専門調査会と選定委員会に報告します。専門調査会及び学校調査会にかかる説明会にて、それぞれ実施方法等の説明を行ってまいります。

8 ページをご覧ください。市民が教科書を閲覧する機会を確保するため市内 31 か所に設置しています教科書展示会場と展示期間の一覧です。道徳をはじめ全教科の見本本もここで閲覧できます。

9 ページの表をご覧ください。今回の見本本の発行者別一覧です。今回の「特別の教科 道徳」の発行者は 8 者で、この中から 1 者を採択します。これらの発行者名は略称です。

続きまして、「関係法令等」についてです。10 ページからは採択に関わる根拠となる法令や文部科学省の通知等を参考資料として添付しています。お時間を取りますが、かいつまんで説明させていただきます。10 ページは、下段の「無償措置法」第 14 条と、施行令第 15 条に、教科書採択の定義や、同一教科書を採択する期間が 4 年であることが書かれています。今回採択する道徳は、31 年度と 32 年度の 2 年間使用します。2 年後の 32 年度には、33 年度使用中学校教科書の全教科の採択替えがあります。なお、今年度は、小学校教科書の全教科の採択替えの年となっておりますが、学校での 4 年間の使用実績や、平成 26 年度の調査研究の内容を踏まえ、新しい学習指導要領の全面実施に伴い、今年度に検定が行われ、来年度は全ての種目の教科書について採択の年となっており、今年度採択が行われる小学校の教科書は、平成 31 年度の 1 年間のみの使用となることから、現在使用している教科書を今年度も引き続き採択することが、4 月 24 日の教育委員会会議にて決議されております。

11 ページの中程「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置法に関する法律施行規則」の漢数字「二」には、あつてはならないことですが、「採択に直接の関係性を有する者の不公正な行為があったと認められる場合」に採択をやり直すという条文が盛り込まれております。

次に、12 ページの一番下、「採択結果及び理由の公表」です。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 15 条の 3 行目、「教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、(中略)採択した理由その他(中略)省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。」とあります。

文部科学省の通知文等で公正性・透明性が求められる中、本市におきましては、28 年度の市会の中で、選定委員会の議事録についての質疑があり、教育委員会としましては、「今後は選定委員会の議論の経過についてより分かりやすい議事録を作成し、教科書の採択後はホームページに掲載するなど、速やかに公開していくよう検討する」と答弁しています。

この選定委員会は、大阪市の条例に基づく審議会ですので、条例や規則に基づき、採択後には、報告資料や議事録などを公表してまいります。皆様のお名前につきましても、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保するため、今は名簿を非公開としていますが、教科書が採択された後は、情報公開請求があれば公開の対象となります。会議でのご発言については、現在のところ、議事録の中で、発言者名を非公開とし、発言内容を全て公開する予定です。公文書公開の原則では、発言は全て議事録に載り、採択後にホームページ等で公開となる予定です。ご了承ください。

次に、14 ページにあります、大阪府教育委員会からの通知ですが、1 番下の○印の「1」に、道徳の採択の基準について記載されています。一番下の(1)の「ア 採択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や児童の実態に応じて最も適切な教科用図書を採択すること」とあります。

次に、少し飛ばしまして、22 ページ以降の、文部科学省からの通知文です。この平成 30 年 3 月 30 日付けの文部科学省初等中等局長の通知文に、今回の採択事務の進め方の根拠となる重要な指示が記載されています。その表題が、「教科書採択における公正確保の徹底等について」となっています。ご存じの方もおられると思いますが、前文の 3 つめと 4 つめの段落、「近年、採択関係者に対し、従前より遵守を求めていた宣伝活動等に関するルールを逸脱する行為が、多くの教科書発行者において継続的に行われていたことが明らかになりました。その結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至った」ことについては、非常に遺憾であります、と記されています。23 ページの 10 行目「教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不適當」またその下、「直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適當ではない」とあります。先ほどの誓約書は、これらと同一の考えに基づきます。

次に、29 ページ「(2)教科書の調査研究の充実について」の 2 つ目の○印の段落、その 5 行目に、「その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること」とございます。これを受けて、本委員会では、保護者等の代表として大阪市 PTA 協議会や学校協議会のご代表の皆様に入っております。より幅広い視点でのご意見をよろしくお願いいたします。

以上、「教科書採択について」と「関係法令」についてご説明申し上げます。

(委員長)

ご質問はございませんか。続きまして「特別の教科 道徳」にかかる「調査の観点」についてお諮りいたします。事務局に説明をお願いします。

(事務局)

続いて、「調査の観点」と調査の方法について説明させていただきます。「調査の観点(中学校用)」(案)という冊子をご覧ください。これは、専門調査や学校調査における留意事項を示したもので、この選定委員会で定めていただくものでございますが、教育委員の皆様のお言葉をふまえ、まず事務局案としてご提示いたしておりますので、ご審議いただきますようお願いいたします。順にご説明申し上げます。

1 ページに専門調査会ならびに学校調査会における留意事項として、「1 調査の基本的態度」が挙げられています。調査の基本的態度を、「子どもの最善の利益を第一とし、子どもが学力を身に付け、健やかに成長していけることをめざし、『教育基本法』『学校教育法』『学習指導要領』ならびに『大阪市教育局行政基本条例』『大阪市立学校活性化条例』『大阪市教育局振興基本計画』に示された基本的な目標に基づいて調査及び研究をすること。」とし、「大阪市の教育施策との関連性に基づいて研究調査をすること。」としています。

2 ページは、平成 29 年 3 月に改訂された「大阪市教育局振興基本計画」との関連性を上げています。

3 ページには、調査員の資格要件及び責務が書かれています。

4 ページから、選定基準がございまして、この 4 ページにつきましては、非常に網羅的ではございますが、平成 27 年度に、当時の教育委員の皆様のご指示を受け、全教科の共通基準として、このように大阪市

教育行政基本条例と大阪市教育局振興基本計画の文言をそのまま列挙した経緯がございます。4 ページは、大阪市教育局行政基本条例・教育振興基本計画に基づく観点をあげています。番号①～⑧は、「大阪市教育局行政基本条例」の前文および「大阪市教育局振興基本計画」の「基本となる考え方」にあげられている内容を列記しています。また、⑨・⑩は、「大阪市教育局振興基本計画」の2つの「最重要目標」をあげています。⑪・⑫は、「大阪市教育局振興基本計画」の「重点的に取り組むべき施策」にあげられています。

なお、「インクルーシブ教育システム」とは、「障害者基本法」の改正等の法整備が進められる中、文部科学省等からも求められている「障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み」で、本市が従来進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進するものです。

4 ページの下段では、教育基本法に基づく観点をあげています。

5 ページからは、学習指導要領「特別の教科 道徳」に基づく観点をあげています。当然、この辺りが内容面の調査研究においてメインになります。こちら、先ほど申しました経緯を踏まえまして、網羅的ではありますが、加工や取捨選択などをせず、学習指導要領をできる限り生かしたものにしています。答申作成の際に、軽重つけていただければと考えています。なお、調査の観点については、この後にご審議いただき、選定委員会で決定いただきますようお願いいたします。

次に、調査・研究の報告書、すなわち答申についてでございます。

裏表 1 枚ものの「答申資料」(案)をご覧ください。答申の様式でございます。その次でございます、ホッチキス止めのものは、昨年の答申資料でございます。

答申については、市会で「答申を参考にして決めるべきではないか」といった質疑もあり、昨年度の教育委員会会議で、教育委員から教科書ごとに特に優れている点とか、配慮を要する点、現場の先生が使うにあたって、我々が気づかない部分を特に書いていただけると参考になる」といった意見が出ています。

また、今年度の教育委員会会議におきましても、昨年度の小学校で採択した際の改善点や考慮した点を十分に踏襲して、公正かつ適正な採択に努めていく旨、説明しております。

その次にありますアンケート用紙は、市内 31 箇所の教科書センターで、教科書展示会に設置するアンケート用紙です。第2回の選定委員会で、回収したアンケートも閲覧していただこうと考えています。

以上、調査の観点と選定方法についてご説明申し上げました。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(委員長)

ご質問はございませんでしょうか。

(事務局)

この調査の観点をもとに、学校調査会、専門調査会などの調査が進められます。様々な立場からご意見をいただきたいので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

昨年の調査の観点に加筆した部分を説明させていただきます。4 ページの項目 1 番「大阪市教育局基

本条例・大阪市教育振興基本計画に基づく観点」の⑩について、教育振興基本計画にある項目を加筆いたしております。道徳が教科化される要因の一つになったいじめのこともございますので、学習指導要領の内容と重なってくるところもあるのですが、「命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性をはぐくむよう配慮されているか。」を追加しております。

(委員)

昨年度、小学校教科書の選定委員をさせていただきました。小学校では情報モラルの項目はあまり触れていなかったのですが、中学校では、携帯やスマホを保有している子どもたちが多いと思います。その中で、いじめの問題に関わり、5ページの「学習指導要領に基づく観点」の⑩にある「生徒の発達の段階や特性等を考慮し、情報モラルに関する指導内容が充実しているか。」を重要視していった方がいいのではないかと感じました。

最近、中学校は表面化したいじめだけでなく、内面化した携帯電話やスマホ等のいじめも聞いております。

教科として学ぶにあたって情報モラルについてしっかりと掲げてあることが必要であると提案させていただきます。

(委員長)

生徒の発達段階においてのご意見をいただきました。

他のご意見もお願いいたします。

(委員)

1つは4ページから「大阪市教育行政基本条例・教育振興基本計画に基づく観点」、「教育基本法に基づく観点」、「学習指導要領に基づく観点」という並び方をしているがこういう並び方をするものですか。

2つ目は、1、2の内容が重なっているところがあります。

(事務局)

1点目の観点の順序について、もしよろしければ、教育基本法の観点を項目の1番にさせていただいて、入れ替えてよろしいでしょうか。

(委員)

従来大阪市で採択する教科書ということで、まず大阪市の条例が前に出て、教育基本法、学習指導要領がその後に続いており、大阪市の子ども達にという思いを含めて従前からこの順序になっていると理解しております。

(委員長)

2つ目についてはどうでしょうか。

(事務局)

上位法に基づき条例等が作成されているので、方向性として重なっているところはあります。学校や調査員の皆様が教科書を調査研究するなかで、文言として重なっているところについては同じものをあげていただけたらいいかと考えております。法・条例等の中でこのような項目があげられていることを調査員のみなさまに理解していただき、教科書の中から相当するところを1つないし複数にまたがってでもあげていただく形でお願いしていこうと考えております。

(委員)

質問です。前回の中学校教科書採択時の観点では、例えば、国語の教科でありましたら全国学力・学習状況調査の結果に基づく観点が入っていました。状況調査の生活の部分に関しては、「特別の教科 道徳」の調査の観点に必要ではないかと感じたのですが、その辺りはどうですか。

(事務局)

平成27年度に行われました全教科採択の際、国語や数学の全国学力・学習状況調査のある教科につきましては、項目を入れさせていただいておりました。今回につきましては、全国学力・学習状況調査の教科としては入っていないので、項目立てしておりません。生徒の生活状況調査を踏まえたところで項目を入れたらどうかということですが現在のところ考えておりませんでした。

(事務局)

生活の部分に関して、道徳の様々なとらえ方があるかと思いますが、調査の観点の中にある内容項目にひきつけながら見ていただくという形でどうかと考えています。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(委員)

4ページの⑫の観点「インクルーシブ教育システムの充実と推進に配慮されているか」という項目について、大阪市の実情を考えうえで大阪市教育振興基本計画の重点施策からとり、このような観点を取り上げたという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

さようでございます。

(委員)

言葉の問題になると思いますが、①から⑪までで触れられていることと⑫は異質に思えます。教育システムの充実と推進に配慮していくという観点で教科書を選択するわけですから、教科書が教育システムの充実と推進に配慮していくかどうか調査することは難しくなるのではないのでしょうか。内容的にはインクルーシブ教育に配慮しているかを見ていただけたらいいのではないのでしょうか。少しまたご検討

をいただきたいと思います。

(委員長)

⑫番はもう少し修正の方をお願いいたします。

(事務局)

承知いたしました。「障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み」という視点と
思っております。本市の従来進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育につながる文言をこ
ちらの方にあてることで検討いたします。

(委員長)

他よろしいでしょうか。

(委員)

去年、小学校の道徳を採択したときの観点と今回の中学校の道徳の観点とこれまでのところ以外に特
に付け加えているところがあればご教授していただきたい。

(事務局)

基本的には昨年度のものを踏襲しております。

学習指導要領につきましては小学校にあわせた学習指導要領の文言が中学校の学習指導要領にあわせ
たものになっております。

要旨としては昨年と変わっておりません。付け加えさせていただいた点につきましては、1 番の中に
あります⑪「命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任
感などの人間性をはぐくむよう配慮されているか。」でございます。

(委員)

削ったところはないですか。

(事務局)

削ったところはありません。

(委員)

去年の小学校のことを思い出していたのですが、別冊があるものとないものをどう解釈するのか評価
するのか。第2回、第3回のところで議論になったかと思います。観点ではどこになりますか。

(事務局)

別冊についてですが、日本文教出版社と廣済堂あかつきの2者は別冊がついています。別冊がついて
いることを良しとするかどうかは各調査員の判断になりますが、項目でいいですと、「4 外的要素に関

する観点」、「5 構成・配列に関する観点」、「6 資料その他に関する観点」のところでそれぞれの調査員の方々の判断で記載され则认为しております。

(委員長)

他にございませんか。

なければ、何箇所か文言修正等がありましたけれど、今回のご意見等を踏まえていただいて修正の方はおまかせするという事で承認いただけたらと思います。

異議がないようでしたら、拍手でご承認ください。(拍手) それでは「調査の観点」を選定委員会として承認いたします。ありがとうございました。

続きまして、「水都国際中学校教科用図書の選定について」を同じく、事務局より説明いたします。

(事務局)

おはようございます。教育委員会事務局 総務部 教育政策課 公設民営学校グループ 首席指導主事の大西と申します。

本日は、第1回選定委員会に際し、平成31年度4月に開校します、大阪市立水都国際中学校・高等学校について簡単にご説明いたします。

はじめに、本校の概要について簡単にご紹介します。教育委員会では、国際社会で活躍し将来の大阪を牽引する人材の育成をめざし、国際バカロレア認定コースを有する新たな「中高一貫教育校」を、住之江区南港の「もと南港緑小学校」及び「もと南港渚小学校」の隣接する2校の跡地を活用し、全国初の公設民営の手法による併設型中高一貫教育校として開校することとなりました。

公設民営の手法とは、公立学校の運営を民間法人が行う手法で、日本で初めての取組でございます。実際に学校運営を行うのは学校法人大阪YMCAです。本校は、大阪YMCAが有する民間のノウハウを活用し、公立学校としての公共性を担保し、英語教育と自国の伝統文化に根ざした国際理解教育に重点をおいたカリキュラムを構成し、英語教育に重点を置いた教育活動を展開します。「英語」の授業はもちろんのこと、「数学」や「理科」の授業も英語を用いて行う、いわゆるイマージョン授業を行います。また、高等学校では国際バカロレア認定コースを設置し、探究型学習を多く取り入れ、コミュニケーション能力や多面的な思考力、生涯にわたって主体的に学び続ける態度を育成します。

さて、今年度は平成31年度使用教科用図書「特別の教科 道徳」の採択が行われますが、あわせて今ご紹介した水都国際中学校の9教科15種目の採択を行うこととなります。

本校は公設民営学校であります。教科用図書採択業務は、関係法令等に基づいて、教育委員会の権限において行われます。

また、本校は併設型中高一貫校であるので、学校ごと種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとなります。つまり、大阪市立咲くやこの花中学校の採択と同様に、学校の特色を生かした教科用図書採択を行うこととなります。

本来であれば「学校調査会」を行い、選定委員会において答申を作成していただくという流れになるのですが、本校は現在開校前であるので、教育委員会事務局内に設置された「開設準備委員会」において、学校調査会を組織し、調査研究を行うこととなります。

なお、今回行われる道徳以外の9教科15種目の教科用図書採択については、関係法令等により平成28

年度教科用図書採択基準に準じて行われることとなります。調査の観点及び平成 27 年に出された選定委員会による答申資料はお手元のファイルに用意しておりますのでご確認ください。また学校調査会用紙については、今年度の様式とそろえています。こちらもファイル内に（案）を用意しておりますので、あわせてご確認ください。

選定委員の皆様におかれましては、「特別の教科 道徳」の答申とともに、水都国際中学校 9 教科 15 種目の答申についても作成していただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

（委員長）

ご質問はありませんか。

（委員）

水都国際の特徴については別のところで私は聞いていますが、おそらくここにいらっしゃる方はあまりご存じない方もおられますので、手元資料があれば分かりやすいかと思います。

おそらく水都国際の特徴を踏まえて答申をつくるということになるかと思うので、次回に「ここが特徴だ」という、一言では言えないでしょうが、ここがポイントだとか、国際バカロレアに関しては、こういうところが中学校で踏まえておくべきだというようなものなどを用意していただき、それを横に置いて次回検討していただく方がいいと思います。

もう一つは、手元にあるのは平成 28 年度の資料で、先ほどの説明では平成 28 年度の採択基準に準じるとありましたが、そうは言っても水都国際の特徴を意識しないといけないので、全く平成 28 年度の採択基準と同じでいいのか、つまり他の一般の中学校の採択基準のつもりで見ればいいのか、あるいはこここのところだけは水都国際の特徴を頭に入れて、平成 28 年度のを少しバージョンアップして見ればいいのかご説明ください。

（事務局）

まず、最初に資料等がないというご指摘について申し訳ありません。次回、すでに公表しているものをまとめてお示しします。

今、ご指摘のあった教育の特徴について、教科書採択にあたりましての特徴については、基本的には平成 28 年度の中学校の 9 教科 15 種目の採択をした手順に、その時の咲くやこの花中学校の採択と同じ手順と考えています。教科で言うと、まず英語については授業数も多く、内容も深く行います。先ほども説明いたしましたように、数学や理科では、当然教科書を使いますが、英語を使った授業を中心に行いますので、その視点での調査を学校調査会で行います。学校調査会の報告時に合わせて詳細について説明する予定です。

（委員）

咲くやこの花中学校と同じとおっしゃったが、私自身は咲くやこの花中・高で学校協議会会長を 10 年近くしているが、他の方々は咲くやこの花中学校と同じと聞いてもよく分からないのではないのでしょうか。

(事務局)

当時、咲くやこの花中学校が学校調査会を行い、選定委員会で報告しました。それをベースに選定委員会より咲くやこの花中学校の答申を教育委員会に提出しています。実際の採択を行うのは、教育委員なので、以前と同じ方法になるかは議論する必要がありますが、咲くやこの花中学校の採択の方法は、基本的に9教科15種目はその前段で129校の採択があり、次に咲くやこの花中学校の採択を引き続き行っています。やり方としては、基本的には129校で採択されたものを採択しようとなっています。しかし併設型中高一貫教育校であり、咲くやこの花中学校では様々な分野・系列があるので、それぞれ学校の特徴的な教科、学校の特性に合わせた目線で別途考えましょうという方向で採択されました。例えば国語は言語系列があり、数学や理科も理数系があるので、129校で採択した教科書とは違い、咲くやこの花中学校の特性に合わせた教科書を採択しています。また、例えば社会科に関しては、社会科に特化したようなものがないので、129校で採択したものをそのまま採択しようという形で採択されています。

水都国際中学校の場合はそれでいくのならば、今申したように、あくまで教育委員に決めていただくことですが、英語、理科、数学あたりになると今の段階では考えています。

(委員長)

他にありませんでしょうか。それでは、事務日程についての説明をお願いします。

(事務局)

長時間ありがとうございます。

事務日程について、説明いたします。専門調査会は明日6月1日(金曜日)から、学校調査会は6月4日(月曜日)に説明会を実施し、その翌日以降、順次調査を開始し、全ての調査委員会が7月3日(火曜日)までに調査研究を終える予定です。

第2回の選定委員会は7月10日(火曜日)10時からこの教育センターで行います。各調査委員会からの結果を受けて審議をつくし、答申案の検討を行っていただきます。終了時刻は正午頃の予定ですが、審議によっては延長する可能性もあります。

なお第3回の選定委員会は7月13日(金曜日)10時に開催する予定でございます。

その後、7月中旬以降の教育委員会会議に選定委員長から答申をしていただき、8月初旬の教育委員会会議で採択される予定となっています。

続いて、配布冊子の預かりについて、ご説明申しあげます。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第2条第4項「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」と示されております。

また、第5条第5項「会議は、公開しない。」第6項「調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、諮問にかかる教科用図書が採択されるまでの間、公開しない。」とされております。すなわち、「外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保」するために、採択に係わる一切の情報、例えば、この委員会の時間や場所も含め、採択事務終了までは非公開でございます。

そこで、お手元の資料についても、座席表と事務日程の2つにつきましては、お預かりいたします。ご了承ください。

それでは、お名前のシールのある封筒に、座席表と事務日程、水都国際中学校のホッチキス止めの資料の3つを入れていただき、お持ち帰りになる資料は、お名前のシールのない封筒に入れていただければと思います。お名前のシールのある封筒は次回までお預かりいたしますので、他に、荷物になるのでお持ち帰りにならないという資料があれば、それも入れておいていただいて結構です。お帰りの際には、そのまま、名前入りの封筒は机においてお帰りください。

お持ち帰りになる資料につきましては、非公開扱いですので、取扱いにはくれぐれもご注意くださいますようお願いいたします。

選定委員会の皆様におかれましては、大学の先生方や教育センターの皆様には、教育の専門家として、校長先生方には子どもの実態や学校現場を熟知されているプロとして、そして区や保護者や学校協議会の皆様は、親の立場あるいは地域や家庭の子どもをよく知る市民目線から、子ども達のための公正な調査研究をどうぞよろしくお願いいたします。

(以下、事務書類に関する詳細説明)

(委員長)

以上で第1回選定委員会を終了させていただきます。本日は、本当にありがとうございました。